

[038] 九州ドイツ文学表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/7391529>

出版情報：九州ドイツ文学. 38, 2024-10-31. VEREIN FÜR GERMANISTIK-KYUSHU
バージョン：
権利関係：



九州大学独文学会規約

- 1) 本学会は九州大学独文学会と称し、事務所を九州大学文学部独文学研究室におく。
- 2) 本学会は独語独文学の研究発表を目的とし、次の事業を行う。
 1. 機関誌「九州ドイツ文学」の発行。
 2. 研究会及び発表会の開催。
 3. 九州大学独文学会賞の授与。
 4. その他、幹事会が適当と認めた事業。
- 3) 本学会は九州大学独文学研究室に所属する者、同研究室出身者、その他本学会の目的に賛同する者によって構成する。
- 4) 本学会に幹事6名（うち代表幹事1名）をおき、学会の運営にあたる。幹事は総会において会員の中から選出する。任期は2年とし、重任をさまたげない。
- 5) 本学会は総会と幹事会とをひらく。総会は代表幹事がこれを招集し、毎年1回開催して、幹事の改選、会務報告等を行う。
- 6) 本学会の経理は会費、寄付金等によってまかない、会費は年額5千円とする。
- 7) 本規約は総会に出席した会員の過半数の議決により改正することができる。

付則、本規約は昭和62年4月25日より施行する。

付則2、本規約は平成3年4月27日より施行する。

機関誌「九州ドイツ文学」刊行についての申し合わせ

- 1) 本誌は独語独文学に関する研究論文、翻訳、書評、その他編集委員会が適当と認めるものを掲載する。
- 2) 編集委員会は幹事会が指名する編集委員数名（うち編集長1名）で組織する。
- 3) 原稿は幹事会が委嘱する原稿審査委員の審査を受けるものとする。
- 4) 執筆者は必要に応じて本誌作製費の一部を負担する。
- 5) 本誌に掲載された論文などの著作権は執筆者に帰属するものとする。ただし、九州大学独文学会は、本誌に掲載された論文などを電子化して公開する権利を有するものとする。

九州大学独文学会賞授与規程

- 1) 受賞資格者は、本学会会員のうち、対象論文発表時において次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 大学または大学院に在学する者。
 - ② 年齢36歳未満の者。
- 2) 授賞の対象は、その授賞が行われる総会（4月末）の前1年以内に発表された論文とする。ただし、本学会機関誌「九州ドイツ文学」に発表された論文に限らない。
- 3) 受賞者の選考は原稿審査委員会が行う。
- 4) 学会員は受賞候補者を推薦することができる。自薦、他薦の別は問わない。

「九州ドイツ文学」第39号原稿募集

第39号の原稿を下記の要領で募集いたします。執筆希望の方は奮ってご応募ください。

2025年1月31日
九州大学独文学会

応募要領

1. 以下の事項を記してお申し込みください。
 - (1) 題目
 - (2) 予定文字数
 - (3) 論文要旨（A4用紙1枚程度）
2. 執筆申し込み締め切り
2025年5月末日
3. 原稿提出締め切り
2025年6月末日
4. 送付先
〒819-0395 福岡市西区元岡744
九州大学文学部独文学研究室気付
九州大学独文学会
電話 092-802-5099
E-メール kyushu.doitsu.bungaku@gmail.com